

公的分野の産業化に向けて ～公共サービス成長戦略～

平成 27 年 3 月 11 日

伊藤 元重

榊原 定征

高橋 進

新浪 剛史

経済再生と財政健全化の両立、さらには地方創生にとっても、公的部門の改革がカギとなる。国・地方の公共サービス分野での民間との連携（インクルージョン）を進め、サービスの多様化、質の向上とともに、新たな民間産業の創造や民間雇用拡大を通じた経済成長を実現し、税収拡大を図るべき。さらには歳出効率化とあわせて実現することで、二兎を得るよう取り組むべき。

特に、歳出規模も大きく、かつ国民生活にも深くかかわる社会保障サービス・地方行政サービス分野について、規制改革とともに、サービス提供者のインセンティブに関わる制度（診療報酬、介護報酬、保険料、補助金制度、地方交付税制度等）の改革も行うことを通じて、多様な主体が参入し、多様なサービスを提供できる環境整備を進めることで成長産業化すべき。地域に密着するこれらのサービスの産業化は地域の活性化にもつながる。

1. 民間の多様な主体との連携（インクルージョン）の促進

◆ 健康長寿分野の潜在需要の顕在化、国民による健康管理の推進

医師や看護師等と民間の多様な主体が連携し、主要慢性疾患の予防や重症化の防止を進めるなど、健康長寿分野での患者等の潜在需要を顕在化するとともに、国民自らが自己の健康に責任を持ち、積極的に管理するサービスを拡大すべき（保険者努力支援制度、健康ポイントの活用等）。

◆ 医療介護分野の生産性向上

医療機関等が民間の多様な主体と連携し、サービスの標準化やIT化、マイナンバー、ビッグデータの利活用等により生産性を向上させる取組を推進すべき。生産性向上によるコスト抑制を通じて、歳出の効率化につなげるべき（診療報酬や介護報酬に反映等）。

◆ 子ども・子育て支援分野における多様なサービスの拡大（ナショナルミニマムとしての福祉に加え、国民が選べる多様なサービス供給へ）

自治体による助成・補助制度についてサービスを提供する多様な主体間のイコールフットイング化を推進すべき。地方交付税について子ども・子育て支援分野に重点配分すべき。

◆ 公共施設等の整備等におけるPPP/PFIによる実施の原則化等

補助金・地方交付税制度を見直し、多様な形態の PPP/PFI について通常の

公共事業等とのイコールフットイングを実現するとともに、公営住宅、有料道路事業、空港、上下水道事業等、公共施設等の整備・維持管理・更新にあたって、まずPPP/PFIで実施することを原則とすべき。また、2020年度又はその先までを見越して、政府の取り組むべきPPP/PFIの目標を拡充すべき。

(注)現在のKPIは、2022年度までに10～12兆円の事業を行うこととし、そのうち、コンセッション事業(2～3兆円)について、目標を2016年度に前倒しすることとしている。

2. フロントランナー事例の横展開

◆ 民間の知恵を活かしたBPR(Business Process Reengineering)の推進

民間企業や専門家等からなるチームを編成し、処方箋を希望する国の機関・自治体に、行政サービス全般の効率化(簡素化、標準化、平準化、数値化)、現業部門(独法、公営企業・第3セクター等)の効率化の現状を評価・分析し、必要な改善策を提言する仕組みを導入してはどうか。

当該国の機関・自治体は、提言を踏まえて実行計画を策定し、必要に応じて特区等の仕組みも活用しつつ実行に移す。また、進捗状況のデータによる捕捉、定量的評価を公表し、同様の課題に取り組む自治体に横展開する。その際、フロントランナー自治体の取組みを導入するインセンティブが働く仕組みを検討すべき。

◆ IT化等を通じた地方行政の業務改革の推進

国は世界最先端IT国家の実現に向け、政府CIOを中心に行政のIT化と業務改革に着手したところであり、各地方自治体に対しても、ITを活用した業務改革推進計画の策定を促し、公共サービスの刷新と歳出の効率化を促すべき。

◆ PPP/PFIの導入における地方財政中立の仕組みの横展開

2015年度から実現する地方財政中立の仕組み¹については、個別案件ごとに検討することとされているが、広範な自治体で同様の取組が展開できるよう、政策対応について、各自治体に対して、ガイドライン化してわかりやすく示すべき。

3. 公共サービス改革基本方針の改定等

2015年度中に民間の知恵のあらゆる業務での活用、公的サービス分野の更なる民間開放に向け、国・地方(独法、公営企業・第3セクター・地方独法の民間委託等を含む)とも一体的に取組を進めるよう方針を改定すべき。また、公共サービス改革の取組についてPDCAを徹底するとともに、3年後には第三者機関で評価させるべき。

また、地方の自立に向け、地方交付税制度等を見直すべき。

¹ 地方自治体のコンセッション事業に対して、導入時・事業期間中・事業終了時のいずれにおいても、普通交付税の減少要因とならない。2015年度からは、導入準備(調査等)についても、特別交付税措置が講じられる。